

金沢市雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、金沢市（以下、「市」という。）と石川労働局（以下「労働局」という。）が、世界の交流拠点都市金沢の実現に向けた「重点戦略計画」及び地方創生を図る「金沢版総合戦略」を着実に実践し、雇用・労働環境を改善するため、若者の地元就職支援、女性の活躍促進、高齢者の雇用促進、障害者等の雇用促進、人材確保の支援などに関する課題を共有し、相互に密接に連携して取り組むことを目的として締結する。

(事業計画)

第2条 市及び労働局は、前条に定める目的を達成するため、毎年度、具体的な取組の内容、実施方法及び数値目標を事業計画に定め、これを推進させるために定期的な協議を行うものとし、必要に応じて改定を行う。

(運営協議会の設置)

第3条 前条の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、市及び労働局が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

2 運営協議会に係る詳細は、別途定めるものとする。

(要請)

第4条 金沢市長及び石川労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 金沢市長及び石川労働局長は、前項の要請に対して、誠実かつ迅速に対応するものとする。

(秘密保持)

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、市及び労働局は誠意を持って協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から施行する。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、金沢市長及び石川労働局長が署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年1月31日

金 沢 市 長

山野 之助

石川労働局長

小 今、健男